

ふれあい相談 日程

日高川町にお住まいの方の日常生活上の心配ごとや悩みごとについて、相談に応じます。お気軽にご相談ください。(無料・秘密厳守)
予約制のため、相談ごとのある方は、お近くの事務所までご連絡下さい。
定数になり次第締め切らせて頂きます。

どんなささいな事でも
一人で悩まないで!

心配ごと相談 時間：午後1時～3時

4	7日(火)	人権・登記・心配ごと相談 (法務局来所) 川辺本所 22-5424	5 月	12日(火)	川辺本所「相談室」 22-5424
	14日(火)	中津支所「相談室」 54-1007		19日(火)	中津支所「相談室」 54-1007
	21日(火)	美山支所「相談室」 23-9508		26日(火)	美山支所「相談室」 23-9508



ふれあい にっこり弁当

社協で実施している配食サービスの食材として多くの方から、わけぎ、キャベツ、ほうれん草、大根、ブロッコリー、わさび菜、漬け物、レモン、ネーブルをいただきました。紙面を通じて厚く御礼申し上げます。今後も配食サービスの食材として、皆様からのご提供を受け付けております。どのような食材でも結構です。
お近くの事務所まで持って来て頂ければ幸いです。



【お問い合わせ先】
日高川町社会福祉協議会
川辺本所：日高川町土生 160
Tel 0738-22-5424
FAX 0738-24-2552
中津支所：日高川町高津尾 29
日高川町役場中津支所 3 階
Tel 0738-54-1007
FAX 0738-54-1011
美山支所：日高川町川原河 264
日高川町保健福祉センター内
Tel 0738-23-9508
FAX 0738-56-7005

★お知らせ

社協事業の当面の中止について

新型コロナウイルス感染の拡大防止の観点から、喫茶サロン、いきいきサロンの開催及びふれあい にっこり弁当を当面の間、中止させて頂くこととします。
大変ご迷惑をおかけいたしますが、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

再開の時期がはっきりした時点であらためてお知らせいたします。

善意の預託

2月1日から29日までにご寄付頂いた方を、御礼を込めてご紹介させていただきます。(順不同)

○ 一般寄付	豊嶋 英雄 様 (玄子)	○ 満中陰志	宮井 喜史 様 (上越方)	○ 香典返し	東 小早川 幸信 様 (市川)	寒川 隆文 様 (江川)	井口 博子 様 (滝頭)	寒川 博子 様 (船津)	芝 寿男 様 (船津)
	○ 満中陰志		宮井 喜史 様 (上越方)		東 小早川 幸信 様 (市川)	寒川 隆文 様 (江川)	井口 博子 様 (滝頭)	寒川 博子 様 (船津)	芝 寿男 様 (船津)



ありがとうございました。

HIDAKAGAWA 町社協だより

第177号
2020年4月



発行：社会福祉法人 日高川町社会福祉協議会
HP：http://www.hidakagawa-shakyo.or.jp/

〒649-1324 和歌山県日高郡日高川町土生 160 TEL.0738-22-5424 FAX.0738-24-2552 E-mail:h-kawabe@naxnet.or.jp

皆さまの善意 ありがとうございます



昨年10月1日から全国一斉に「赤い羽根共同募金運動」が始まり、3月31日までに日高川町におきましては、1,835,657円の募金が寄せられました。
この赤い羽根共同募金は、地域における戸別募金をはじめ、町内各企業の皆さまからの職域募金、学校や保育所からの募金、街頭募金運動等、いろいろな形でお寄せ頂いたものです。皆さまの温かいご支援、ご協力に心から御礼申し上げますと共に、今後も赤い羽根共同募金の進展に深いご理解をいただけますようお願い申し上げます。

日高川町共同募金委員会 会長 林 保行



令和元年度日高川町共同募金結果報告

戸別募金	1,648,100円
職域募金	53,596円
学校・保育所募金	48,896円
街頭募金	85,065円
合計	1,835,657円

令和2年度 弁護士による法律相談のご案内

- ① 令和2年 6月 9日(火) 午後1時～4時
場所：社協中津支所「相談室」 (日高川町高津尾 29)
- ② 令和2年10月20日(火) 午後1時～4時
場所：社協美山支所「相談室」 (日高川町川原河 264)
- ③ 令和3年 2月 2日(火) 午後1時～4時
場所：社協川辺本所「相談室」 (日高川町土生 160)

相談時間は1人20分程度とさせていただきます。
予約制となっていますので、相談ごとのある方は最寄りの社会福祉協議会までお電話下さい。相談は無料ですので、是非ご利用下さい。
なお、定数となり次第締め切りとさせていただきますので、ご了承下さい。



相談の予約・お問い合わせは
・川辺本所 Tel22-5424 ・中津支所 Tel54-1007 ・美山支所 Tel23-9508

令和元年度 日高川町社会福祉協議会 会費報告

皆様方にご協力頂きました令和元年度社協会費について、下記の通りご報告いたします。

<川辺地区> 合計 1,757,000円

区	金額	区	金額	区	金額
中津川	65,000円	玄子	48,000円	山野	89,000円
千津川	97,000円	早藤	44,000円	市川	23,000円
鐘巻	53,000円	蛇尾	41,000円	大滝川	24,000円
土生	128,000円	平川	47,000円	三津川	15,000円
小熊	440,000円	三百瀬	74,000円	江川	188,000円
入野	46,000円	伊藤川	8,000円	和佐	249,000円
若野	38,000円	藤野川	7,000円	松瀬	33,000円

<中津地区> 合計 659,000円

区	金額	区	金額	区	金額
坂本	35,000円	広瀬	32,000円	坂野川	25,000円
岡本	22,000円	伊佐の川	5,000円	大又	8,000円
小津茂	21,000円	高津尾川	2,000円	老星	15,000円
下滝本	30,000円	姉子	14,000円	三佐	50,000円
上滝本	25,000円	三十木	19,000円	田尻	33,000円
西原	20,000円	原日浦	30,000円	小釜本	30,000円
本郷	100,000円	平岩	8,000円	下田原	22,000円
尾曾	27,000円	三十井川	11,000円	上田原	16,000円
中木	7,000円	佐井	52,000円		

<美山地区> 合計 586,000円

区	金額	区	金額	区	金額
川原河	50,000円	李	11,000円	西ノ川	12,000円
上越方	15,000円	愛川	9,000円	上高野	12,000円
浅間	14,000円	打尾	27,000円	下高野	9,000円
下村	22,000円	皆瀬	45,000円	下長志	6,000円
上ノ段	16,000円	阿田木	29,000円	上長志	3,000円
友淵	24,000円	下越方	10,000円	下坂	11,000円
滝頭	36,000円	弥谷	10,000円	上坂	10,000円
愛口	16,000円	土居梅原	19,000円	下小藪川	3,000円
平	38,000円	宮平	17,000円	上小藪川	7,000円
笠松	22,000円	土居秋葉	20,000円		
初湯川	9,000円	中村	7,000円	個人	1,000円
猪谷・串本	17,000円	朔日	2,000円		
上初湯川	25,000円	滝ノ上	2,000円		

<町内企業・施設・団体> 合計 125,000円 (敬称略・順不同)

紀州農協協同組合	なごみ・みよせの里	メモリアルウエスト日高川
特養「白寿苑」	ローソン川辺町小熊店	太陽川辺作業所
(株)たにぐち日高川工場	Aコープかわべ店	あおぎ園
老健施設「和佐の里」	紀州パドマ	介護老人福祉施設「美山の里」
松屋電工(株)	特養「川辺園」	(株)旭屋
ヤマホ工業(株)	(株)平賀	南海果工(株)
(株)東乃匠	(株)はるす	日高川町民生児童委員協議会
ニシキ合金(株)	東亜化学工業(株)	

総額 3,127,000円

皆様からいただいた会費は、社協活動費として有効に活用させていただきます。町民みんなで支え合う福祉のまちづくりを目指して、多くの方々の知恵と力をご提供いただき、地域福祉を推進してまいります。

生活福祉資金の特例貸付に関するご案内

①緊急小口資金 ②総合支援資金(生活支援費)

和歌山県社会福祉協議会では、低所得世帯等に対して、生活費等の必要な資金の貸付け等を行う生活福祉資金貸付制度を実施しております。

今回、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、貸付の対象世帯を低所得世帯以外に拡大し、休業や失業等により生活資金でお悩みの方々に向けた、生活福祉資金(緊急小口資金・総合支援資金(生活支援費))の特例貸付を実施します。

	①緊急小口資金	②総合支援資金(生活支援費)
対象世帯	新型コロナウイルスの影響を受け、休業等により収入の減少があり、緊急かつ一時的な生計維持のための貸付を必要とする世帯	新型コロナウイルスの影響を受け、収入の減少や失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難となっている世帯
貸付上限額	・10万円以内 ※次の1～5のいずれの場合20万円以内 1 世帯員の中に新型コロナウイルス感染症の罹患者がいる 2 世帯員に要介護者がいる 3 世帯員が4人以上いる 4 世帯員に下記①または②の子の世話をを行うことが必要となった労働者がいる ① 新型コロナウイルス感染症拡大防止策として臨時休業した小学校等に通う子 ② 風邪症状など新型コロナウイルスに感染したおそれのある、小学校等に通う子 5 その他、特に資金の貸付需要があると認められるとき	・(2人以上)月20万円以内 ・(単身) 月15万円以内 貸付期間:原則3月以内
据置期間	1年以内	1年以内
償還期限	2年以内	10年以内
貸付利子	無利子	無利子
連帯保証人	不要	不要
申込先	市町村社会福祉協議会	市町村社会福祉協議会
備考		生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援事業等の利用が必要となります。

★問い合わせ 日高川町社会福祉協議会 (22-5424)
和歌山県社会福祉協議会 (073-435-5223)